

(1) センターの施設又は設備等を汚損し、又はき損しないこと。

- (2) 他の入館者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 使用した設備、備品等を原状に復し、清掃すること。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。